

## 福井県人権施策推進審議会 議事録

1 開催日時 平成30年7月30日(月) 13:30~15:30

2 開催場所 県庁6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員9名

藤井会長(議長)、岩崎委員、朝日委員、加藤まどか委員、重久委員、加藤錦霞委員  
福山委員、河合委員、塩野委員

(2) 事務局

健康福祉部企画幹、福井県人権施策推進本部幹事(16名)、地域福祉課人権室

4 審議の主な内容

(1) 福井県人権施策基本方針の時点修正について

---

・事務局説明

〈以下、(1)福井県人権施策基本方針の時点修正についての議事録〉

(委員)

・「ひとり親家庭の自立支援の推進」のところで「子どもや親が地域の中で安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを推進」となっているが、「子どもの居場所」は具体的には何か。また、「障害の社会モデル」との言葉に対し、簡単な説明を付けた方がよいのではないか。

(事務局)

・今回のひとり親家庭計画の中では、従来から行っている無料の学習支援の場を増やしていくことと、子ども食堂のような、ひとり親家庭とか生活困窮家庭とかでなくても、家で一人でご飯を食べている子どもを減らそうとか、地域で見守ろうという場所を、県と市町と社協とで協力して増やしていくことを計画している。

(事務局)

・「障害の社会モデル」とは何かということを具体的に一番下の行に括弧書きで入れるか、または用語集があるので、そこに入れるか、どちらかを検討したい。

(委員)

- ・「部落差別」との文言を今回、初めて入れたことになるが、その意義、国としての流れなのか、「同和」との文言を「部落差別」に代えていくのか、その辺はどうなのか。

(事務局)

- ・昨年、部落差別解消推進法ができて、国の狙いとしては、現在部落差別が存在するということを確認、広く啓発し、相談業務も充実するとの大きな方向性がある。今まで、「同和」との言葉が事業の中でも使われていたが、中身としては「部落差別」をまず認めるというのが一番大きな目的となっているので、例えば相談窓口についても「部落差別」についての相談を受けるといように、「部落差別」との文言を認識してもらうために国の方でもこの言葉を使うように言っている。団体の方でも「部落差別」との文言を広げたいと要望もあるので、県としても「部落差別」との文言を積極的に使っていきたいと考えている。

(委員)

- ・同和問題の中に部落差別があり、他の部落差別でない同和問題もあるということか。

(事務局)

- ・現状では、ほぼ同じ意味として県としても使用している。

(委員)

- ・一般的には理解しやすい言葉と感じている。

(会長)

- ・この問題は職業上注意して使用するよう常々言われてきたが、まず「部落」との言葉をやめようと、こういう動きがまずあった。その結果、特に嶺北地方は「部落」との言葉は自然に使われていた。裁判所にそれを言うと、裁判官が驚いて、「部落という言葉はやめて下さい。」と、そういう風潮が福井でも一般化して、「集落」という言葉に置き換えた。だが、「部落差別」は実態として「部落差別」であると、そういうことが地域にお住まいの方が感じられるようになり、むしろ使ってもらいたいとの動きが最近の傾向である。これまでいろいろな呼び方があった。同和地域、被差別地域など、周りを同心円状に囲むような、いろいろな言い方があったが、円の中心でいこうよと、こういうことだと私は思っている。

## (2) 福井県人権施策実施状況について

---

- ・事務局説明

〈以下、(2) 福井県人権施策実施状況についての議事録〉

(委員)

- ・「成年後見制度推進事業」だが、「知的障害者等」とあるが、この事業の概略と「等」は何を示すのか。

(事務局)

- ・この事業は、例えば知的障害者の親が成年後見制度を活用したいと希望した場合、自分の親が認知症になるなどの一般的な成年後見制度でなく、親のように寄り添って最後まで面倒を見る、そういう後見の要望が強く、それに対応するため、親の会などが中心になりセンターを立ち上げ、法人後見で子供たちの将来を見守っていく制度である。「等」というのは、知的障害者の方と精神障害の方も一部含まれることからである。

(会長)

- ・「犯罪被害者等支援事業」だが、女性被害専用電話のことだが「ひなぎく」を助成するはずだが事業の概要に記載がないが、記載すべきではないか。

(事務局)

- ・指摘のとおり、修正させていただく。

(委員)

- ・「学校同和教育研究協議会」であるが、これも同和でなく、部落差別に代えることとなるのか。それと、福井県の合計特殊出生率の直近のデータと福井県の人口動態について分かっていたら教えてほしい。

(事務局)

- ・合計特殊出生率の福井県の直近の数字は、平成29年で1.62である。子供の出生数は直近が5,856人で、前年は6,112人であり、毎年少しずつ減ってきている。

(事務局)

- ・県教育庁では、「人権教育の手引き」を毎年発行しているが、部落差別でなく同和との文言を使用している。

(委員)

- ・「しあわせ福井実感！婚活応援事業」だが、対象は福井県出身の県外在住の女性のことか。

(事務局)

- ・これは、県外在住の女性全部で本県出身者でなくても対象となる。

(委員)

- ・「外国人児童生徒の日本語指導の充実」だが、外国人とは、父母とも外国人であるのか、それとも片親が外国人であれば対象となるのか。

(事務局)

- ・外国人に限らず、帰国子女など日本語が不自由な子供が対象となる。

(委員)

- ・どのような支援を行うのか。

(事務局)

- ・例えば越前市ではブラジルから来た方が多いのでポルトガル語を話せる方を配置している。

(委員)

- ・学校には日本語指導が必要な外国人の子どもが非常に増えており、資料を見ると各市町が実施となっているが、かつて、福井市教育委員会から支援を頂いたところである。資料の外国人のところ「日本語指導教材作成をはじめとする教育環境の整備に努めます」とある。また、「外国人子女とともに対する教育の充実」の欄に「日本語指導教材を活用するとともに、日本語指導員を配置して…」とある。この教材は、今はどうなっているのか。10年ほど前には県の義務教育課に様々な国の日本語教材があり、希望があれば配布をしていた記憶がある。今回、市の教育委員会に確認したが、「今はない。」と言われた。教材があれば現場は助かるので、お尋ねしたい。

(事務局)

- ・日本語教材については、各市町にも尋ね、県でも探して後日回答をしたい。

(会長)

- ・支援というのは日本語教育の支援なのか、それとも日本語が理解できない児童に通訳を派遣して、児童が理解している言語に通訳するような支援も含まれるのか。

(事務局)

- ・日本語の理解のレベルに応じて、できない児童については取り出して、基本的なことが

ら教える。ある程度理解できたら教室に戻して、支援員がついて、わからない言葉を教えるような支援も行っている。

(委員)

- ・「災害時外国人支援強化事業」について、予算が370千円充てられており、災害時における外国人の支援を強化するため、外国人や通訳ボランティア等を対象とした研修会を実施とあるが、具体的にどのような研修会を開催しているのか。

(事務局)

- ・市町の担当課、市町の国際交流協会、市町に住んでいる外国人の方、災害支援のボランティアに参加を呼びかけ、災害時の情報提供の方法について扱っている。漢字は分かりにくいので、もっとわかりやすい方法で提供しようなど、外国人の方に伝わりやすくするためにはどうすればよいかを学んでもらう。他にはロールプレイ等を実施したり、非常食の試食をしたり、起震車等を使用して避難訓練をしたりして、実際の災害に備えている。災害対応経験者をお招きして、経験を伝えてもらうようにもしている。

(委員)

- ・自治会、町内会のような単位で研修会を開催しているのか。

(事務局)

- ・市町の担当課向けであり、町内会などの指導を行う立場の者を対象にしている。

(委員)

- ・災害時の避難勧告や避難指示といった言葉を外国語表記にしたものはパンフレットなどに掲載されているのか。案内については複数の言語で書かれたものがあるのか。

(事務局)

- ・フォーマットのようなものは全国の団体で作成されていて、インターネットで取り出すことができる。緊急非常時の提供の方法については、SNSの活用も含め検討していかなければならない。

(委員)

- ・外国人の方が非常に心配なところなので、配慮していただければと思う。

(委員)

- ・外国人の研修については毎年行っていて、非常にいい研修だと思うが、実際の災害時に

助けてくれるのは町内の方だと思う。今の町内は外国人が住んでいると繋がりがいいように感じる。安倍首相が介護業などに労働者を受け入れているが、外国人と共存できるようにできるのか。香川県の直島という外国人訪問数が多いところでは多い理由が何かあると思う。外国人は災害時に限らず、声の大きい印象があると思うが、お互いに理解しあう必要があると思う。地域の住民の方も国際理解と相手の方を理解すると外国人も暮らしやすくなるのではないかと思う。

(会長)

- ・日本人でも声の大きい職種の人がある。船乗り、山仕事のように危険な職場では大きな声で注意しないといけないから、必然的に声が大きくなるので、環境の問題なのではないか。中国の街は賑やかである。

(事務局)

- ・少子高齢化の中で外国人の労働力を受け入れることもあり、インバウンドもあり、たくさん外国人の方が日本に来られているということで、ここ数年の間で変化していることがある。日本のシステムが追いついていないところがあると思う。国際経済課では国際交流協会とともに、月に2回ほど外国人の方と地域の方の交流の場を設けたり、国際フェスティバルというイベントを開催したりしている。市町でも様々な催し物があり、他にも法律相談等も実施しているが、それらのボリュームを大きくしていくと思う。市町との役割分担や県庁内での役割分担を考えながら充実を図っていきたい。

(委員)

- ・発達障害の方の切れ目のない支援を受けられることができる仕組みづくりというのがあるが、発達障害というのは得意な分野は非常に得意で、不得意な分野は全くできないというものである。教育上の配慮はあるのか。教育現場においてゼネラリスト的な教育をするのが今の教育だが、スペシャリストとしての扱いというのは今後なされていくのか。
- ・18歳になると学校を卒業して、就労移行支援事業所に、との流れになることもあるが、そこで一度支援の流れが切れてしまうような気がする。切れ目のない仕組みづくりとはどういう仕組み作りを目指しているのか教えてほしい。

(事務局)

- ・十分理解していないこともあるが、各特別支援学校においては個人に合わせた支援を行っている。就労体験などを充実していきたいと考えている。

(事務局)

- ・途切れない支援についてだが、発達障害は早期に発見し、早期に支援を始めれば、十分

に適応でき、一般生活を送れることが可能である。早期に発見することができるような本県独自の評価シートがあり、発達の度合いを判断する。途切れない支援についてだが、幼稚園から高校まで、学校卒業後も就労支援事業所、スクラム福井、労働局等と連携して、難しい面もあるが、支援員が寄り添いながら、一貫した支援を行うのが本県の狙いである。

(事務局)

- ・小中学校については個別に個別指導支援計画を作成し、個人に応じた支援行っており、毎年更新を行い、高校や特別支援学校に繋げている。

(委員)

- ・「家事チャレンジ検定」は、どういうものか。
- ・1歳までの育児休暇を取得した企業に対して奨励金とあるが、各企業が自分たちで申請するものなのか。
- ・縁結びさんについて、新聞によく出ているが、予算については縁結びさんへの手当なのか、それとも募集のための予算なのか。
- ・「家庭の教育力向上事業」でテレビ広報および電話相談とあるが、テレビ広報とは何か番組を作る費用なのか。福井県が作っているのなら見てみたい。

(事務局)

- ・家事検定だが、29年度までの5年間実施してきて、生活学習館のイベントでブースを出すこともしていた。お招きがあれば問題集を持って行ってチャレンジをしてもらっていた。中身は家事に関する知識をクイズ形式で解いてもらうものである。30年度からはイベントに出るのではなく、HPに掲載していつでもできるようにしてある。
- ・地域の縁結びさん予算についてだが、縁結びさんを募集する際の説明会の講師謝金であったり、縁結びさんの活動費として月1千円(情報交換会の出席者のみ)を支給したりしている。

(事務局)

- ・「0歳児育児休業応援企業奨励事業」は法律上は1歳までは育児休業が取れるとなっているが、中小企業においては1歳までは取りにくいという現状があり、初めて1歳まで育児休業を取得した人が出た100人以下の企業に対して、奨励金を出すというもので、平成25年度から5年間実施し、220社以上に助成をしたところである。

(事務局)

- ・「家庭の教育力向上事業」のテレビ広報は福井放送の「ぶらり子育てしゃべり隊プラス」

という番組があり、毎週土曜日10時ごろから15分程度放映している。県のPTA連合会と連携して企画している。月に2、3回程度放映している。

(委員)

- ・子どもは地域の小学校に上がるのが一般的だが、中学校に上がる時に別の中学校に行きたい場合には親戚がいる住所に移して違う学校に通うことがあるが、親戚もいない場合に附属中学校、高志中学校に合格すればという道もあるが、誰でも校区外の中学校を選択する権利があるのか。

(事務局)

- ・基本的には校区の中学校に行くのだが、事情があって他の校区の中学校に行きたいということであれば、市の教育委員会に相談されて、校区外の中学校に行ける可能性は十分にある。そういった場合には各市町の教育委員会に問い合わせしてほしい。

(委員)

- ・女性に係る分野で、仕事と子育ての両立に関しては様々な施策がなされている。ただ年齢が上がり50代以降になると、介護の問題が出てくるが、「女性の職場復帰等支援事業」の他は、仕事と介護の両立については支援の施策があまりない。女性のキャリアアップやリーダーの育成に県は力を入れているが、介護が問題となりことも考えられ、今後仕事と介護の両立の支援にも目を向けていただきたい。
- ・障害の分野で、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」や第6次「福井県障害者福祉計画」等に謳われている共生社会実現の理念普及事業が展開されているが、具体的な場面では難しいこともある。例えば、障害者の雇用促進に関して、障害者が実際の職場で、上司からパワハラを受けたり、周囲からいじめられたりする問題が起こっている。障害者の雇用だけでなく、職場での障害者に対する適切な対応について、企業側に研修を実施していただきたい。
- ・地域での共生を考えると、子どものころから共に育つことが、つまり保育園や放課後児童クラブで障害をもつ子どもが他の子どもと一緒に育つことが重要である。児童発達支援センターや特別支援教育センター等の専門的な教育には力を入れられているが、保育園や放課後児童クラブにおける障害をもつ子どもの受け入れ体制はどれほど整備されているのか。市町では財政的な面で厳しいところもあり、県から十分に支援していただきたい。
- ・児童館について、子ども分野「家庭支援推進児童館運営費補助事業」にある、特技指導員とは何か。家庭環境に対する配慮だけでなく、色々な配慮を必要とする子どもがいる。予算削減の傾向の中、児童館の整備に力を入れていただきたい。
- ・学校教育における人権教育の推進の中の、教職員への研修について、LGBTの子ども

が学校でいじめられるケースが全国で増えている。そうした子どもが困ってしまい勇気を振り絞り先生に相談しても、先生に正しい理解がなければ、逆に更に傷つけられてしまう深刻なケースも全国では多い。教職員研修の中に、LGBTの子どもに対する対応方法についても盛り込んでいただきたい。

(事務局)

- ・介護離職について、県内でも年間約400人が介護を理由に離職している。「女性の職場復帰等支援事業」は、もともとは子育てとの両立を主眼にして設けた制度ではあるが、介護との両立も重要であるということで、介護については再就職だけではなく制度を法律の規定以上に設けている事業者には、支援をするという制度に変えている。制度を作ることも重要であるが、利用しやすい環境を整備することが重要である。今後この事業を通して企業に働きかけていく。
- ・障害者雇用に対する理解促進について、県では障害者等雇用促進支援員を嶺北に2名嶺南に1名配置しており、就職を希望する障害者に寄り添い、企業の理解を求めながら、就職および定着を支援する事業を行っている。障害者に対するハラスメントのみならずセクシャルハラスメント等色々なハラスメントに対する理解を進める事企業向け研修会を年に数回実施している。

(事務局)

- ・障害児の保育の現場について、重度にしても中軽度の障害にしても、基本的に保育所に入れないことはないように各市町は体制を整えている。財源的にも、そのための職員の加配に関しては県から助成すなど応援している。実績として、毎年重度の障害をもつ子どもを預かる保育所は4割程度、中軽度については7割程度の保育園が受け入れを実施している。
- ・家庭支援推進児童館について、児童館の通常の指導員の他に、例えば書道や太鼓を教えるための加配に対し助成をしている。必ずしもこの事業を使わなくても、放課後児童クラブといった事業で同じような活動ができていれば、そちらで対応しているのであろう。市町の要望に対する支援である。

(事務局)

- ・放課後児童クラブについて、子どもたちの放課後の安全安心な場所ということで、指導員支援員に対する研修を行っている。発達障害に対する理解や発達障害の子どもが混在する場合の対応の仕方等について16科目、90分の研修を行っている。
- ・LGBTについての教職員研修について、先ほど話した人権教育の手引きの中にも記載がある。平成27年度に国からもLGBTの子どもに対する対応の仕方が出されており、市町を通じて各学校に配布している。例えば自身の経験談であるが、男子トイレに入れ

ないある男子生徒にたいして、休み時間ではなく授業中に職員トイレを使用させたり、体育の更衣場所として保健室を充てるといった対応を行っている。

(会長)

- ・事業にある「家事チャレンジ検定」の対象は、男性か女性か、あるいは男女を問わないのか。

(事務局)

- ・「婚活カフェ」という婚活応援専用ポータルサイトを作成し、その中で県の婚活関係事業を紹介している。例えば、「地域の縁結びさん」や県の結婚相談所等について、好みに応じて閲覧できるようになっている。
- ・「家事チャレンジ検定」は男女を問わずチャレンジできる。

(委員)

- ・LGBTについて、国会議員が不適切な言葉を使用したことから、マスコミで大問題になっている。学校での問題である他に、LGBTの一部の集団で高い率でエイズを発症するという点で、医療とも大きく関わっている。インターネットによるアンケート調査の結果によると、本人の自覚がない場合も含めて、日本国民の7.8%がLGBTであるという。学校生活では、同性の生徒を好きになるとか、男子が男子の制服を着れないとか女子が女子の制服を着れないとか、トイレに入れれないといった場合等、様々な現れ方がある。色々な分野が関わる問題であるので、県として予算を投じていただきたい。
- ・その他の様々な人権の事業にある「移動相談」、および「弁護士による特別相談」について具体的に教えていただきたい。

(事務局)

- ・人権センターは嶺北にあるため、相談員が、月に1回、偶数月は第2金曜日に敦賀市内の施設にて、奇数月は第3金曜日に若狭の健康福祉センターで、相談を受け付けている。
- ・要望に応じて、人権擁護委員連合会に委託して、県内各地で相談会を開催している。
- ・予約制で、毎月第3木曜日の午後に、弁護士相談を受け付けている。

(委員)

- ・学校でのLGBTの現状ついて、クラスに2、3人はいるのではないかと。対策を強化していくべきであると考えます。

(事務局)

- ・小中学生では、自覚が難しいと思われる。高校で自覚することになるのではないかと。親

にも知られたくない場合もあり得て、対応が難しい。研修を広めていきたい。

(事務局)

- ・人権センターの相談員が講師を務める研修の場でも、LGBTについて研修を行っている。

(3) その他

---

〈以下、(3)その他についての議事録〉

(会長)

- ・LGBTについて、永平寺で山内を大規模に改修しつつあるが、宿泊されるLGBTの方への対応も考えてはどうか。トイレとお風呂を4種類ずつ設けるとか、時間差で利用するとかの方法が考えられる。トイレについては、多目的トイレを活用する方法があるが、お風呂については例えば4種類のお風呂を準備したとしても、利用すると他者に知られてしまうという問題がある。

(委員)

- ・お茶の水女子大学で、今度から入学者に対しLGBTへの対応がなされるが、本県でも仁愛女子短期大学について、県からの指導等はあるのか。

(事務局)

- ・後日確認して改めて回答させていただく。

(委員)

- ・学校で困ったことは、道徳教育含めて学校教育全般を通じて人権教育を行っているが、保護者や地域の方々の中に意識を広めていくのが難しい。家庭地域学校協議会という地域の代表の方や保護者の代表の方と集まって協議する場がある。その場で、学校で人権教育に重点を置いて人権教室を開催したという話をした際に、この地域には何か問題があるからそうした人権教育を行うのかという捉え方をした地域の方もいた。「効果的で多くの県民が参加できる啓発の推進」とあるが、一般の人たちに人権意識を広めていけるといいと考える。

(事務局)

- ・本日いただいた修正や資料の追加等は、会長に一任し、承認をいただいたうえで、委員の皆様へ送付させていただいてよろしいか。

(会長)

皆さん、よろしいか。

(各委員同意)

(会長)

- ・今、人権教育の手引きを配布していただいたが、この資料について必要であれば簡単に説明していただきたい。

(事務局)

- ・4月に市町の各学校、県立学校、関係機関、私立の幼稚園、保育園に配布している。ご覧いただき、ご意見等有ればお願いしたい。

(会長)

- ・それでは審議会を終了する。